

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第62号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月20日 09時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県垂水市軽砂鼻東方沖 垂水市所在の垂水南港王神防波堤南灯台から真方位320°1,000m付近 (概位 北緯31°27.8′ 東経130°41.7′)	
事故等調査の経過	平成23年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 交通船兼作業船 ^{まさえい}正栄丸、18トン 293-16679鹿児島、濱元海運有限会社</p> <p>B バージ ^{まさえい}正栄号、409トン なし、濱元海運有限会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B なし</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A プロペラ曲損</p> <p>B 船底擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、採石約204tを積載したB船を押し、軽砂鼻工事区域に向けて約7ノットの速力で東進中、平成22年12月20日09時00分ごろ、B船船底に接触音が生じ、A船船底に衝撃を感じた。</p> <p>A船及びB船とも、浸水もなく、船体、機関等に異常がなかったため通常の航海を続けた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>喫水は、A船が船首約1.8m、船尾約2.7m、B船が船首尾とも約2.7mであった。</p> <p>船長Aは、軽砂鼻に接近しての航海は今回が初めてであり、航行予定水域に浅所があることは知っていたが、海図などで水深の調査を行っていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、軽砂鼻東方沖において、B船を押し、軽砂鼻工事区域へ向けて東進中、船長Aが水深の調査を行っていなかったことから、両船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、軽砂鼻東方沖において、B船を押し、軽砂鼻工事区域へ向けて東進中、船長Aが水深の調査を行っていなかったため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	